

東相営第 10-0132 号
平成 22 年 7 月 13 日

各電気通信事業者 様

東日本電信電話株式会社
相互接続推進部

共同収容に係わるハーフダクト方式の適用について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社の地下管路等の共同収容に係わるハーフダクト方式の適用につきまして、下記のとおりにご連絡申し上げます。

敬 具

記

1. 概要

従来、1 条の管路にケーブルを 2 条敷設するハーフダクト方式につきましては、原則、管路の中にケーブル保護用可とう管（以下、「インナーパイプ」といいます。）をそれぞれ敷設し、その中にケーブルを収容すること（以下、「従来方式」といいます。）としておりましたが、既存ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路についても、以下に示す一定の条件でハーフダクト方式を認めることといたします。

2. 実施条件

既存ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路でのハーフダクト方式（以下、「本方式」といいます。）の実施にあたり、既存ケーブルの所有者が当社又は他事業者様（以下、「先行他事業者様」といいます。）の場合について、それぞれ以下のとおりといたします。

（1）当社の場合

- ① 掘削工事規制等や景観保護条例等により管路増設や架空ケーブルの敷設工事が実施できないためケーブル敷設が実行上困難な区間（国定公園内や国道跨ぎの区間等）であること。
- ② 当社の管路に空きが無く、且つ従来方式による共同収容が可能な管路も無い区間であること。
- ③ 当社の管路が標準内径 75mm であって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径 36mm 以下であること。
- ④ 施工にあたり、標準内径 30mm 以下のインナーパイプ（当社仕様のものとしします。）を敷設張力 980N 以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径 24mm 以下とすること。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施すること。
- ⑤ 個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記①～④の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があること。

(2) 先行他事業者様の場合

先行他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施すること。

3. 本方式に係る管路の設備使用料

先行他事業者様が本方式による共同収容を承諾し、実施していただいた場合には、先行他事業者様に対して通常の設定使用料の2分の1相当額をケーブル1条あたりの設備使用料として適用いたします。

4. 本方式に係る主な手続き

本方式のお申込みにあたっては、道路管理者からの掘削工事規制等の証明文書等、管路増設や架空ケーブル敷設ができない旨の根拠（様式は任意）をご提出ください。

なお、先行他事業者様との本方式での共同収容をご希望される場合には、先行他事業者様のご連絡情報を提供させていただきますので、先行他事業者様の承諾を得て、工事実施までに同意書をご提出ください。*

* 先行他事業者様におかれましては、ご連絡先情報を提供することについてご了承いただきますようお願い申し上げます。

お申込み先：共同収容業務窓口

(NTT東日本代理人：NTTインフラネット ルートデザイン室 03-6381-6451)

5. 実施時期

本周知後、実施します。

6. その他

(1) 当社ホームページで公表している「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」については、改訂の上、別途公表いたします。

(2) 当社は、今後も共同収容の更なる利用促進に向けた施策に努めていきたいと考えております。他事業者様等におかれましては、地下管路等の共同収容の利用等に関しご要望があれば、当社担当者までご連絡ください。

以上

【本件に関する連絡先】

相互接続推進部 接続営業部門の各担当へお問合せ願います。

(参考) 本方式のイメージ (※点線部分は新たに設置する設備)

